

熱中症警戒アラート等発表時の取扱い

◎スポーツ施設使用料(団体利用)の還付・振替について

スポーツ施設の利用時に熱中症等にかかるリスクが高まっていることから、以下のケースを満たす場合について、施設使用料の還付・振替をいたします。

- ・施設利用日に東京都内において**熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート**が発表されていること。または、熱中症予防情報サイトにおいて、**東京都の日最高暑さ指数（予測値）が31 以上**であること。
- ・利用施設が**屋外、または空調設備のない屋内施設**（桐ヶ丘体育館及び北ノ台スポーツ多目的広場体育館）であること。
- ・**アラート発表から利用開始時間※までに**、施設窓口**に熱中症予防を理由としてキャンセルする旨を連絡していること。**

※実際に利用を開始した場合は、開始から 15 分以内に申し出があった場合のみ。

還付・振替方法

利用開始時間までに、施設窓口**に熱中症予防を理由としてキャンセルする旨を連絡していただき**、当日もしくは翌日以降に各体育系窓口にてお手続きをお願いします。

◎公開日種目(個人利用)について

アラート発表後に申込・支払いをおこなった分については、**還付・振替の対象外**です。